## 出向契約書

(甲) \_\_\_\_\_(以下、「甲」という。)と(乙) \_\_\_\_(以下、「乙」という。)は、甲から乙へ出向する甲の従業員(以下「出向者」という。)に関し、次の通り契約を締結する。

#### 第1条 (出向の目的)

甲は、乙の要請に基づき、乙の行う事業に従事することを目的として、同意した出向者を乙に出向せしめるものとする。

### 第2条 (身分)

出向者は、在籍出向とし、甲の従業員の身分を失わないまま、乙の指揮監督下において、業務に従事するものとする。

第3条 (出向者)

乙の許容できる範囲内とし、具体的な従業員については別に定める「出向に関する覚書」によるものとする。

第4条 (出向期間)

出向期間は、「出向に関する覚書」によるものとする。なお、その期間においては、甲の勤続年数に通算する。

- 2 甲または乙のいずれかの都合により、出向期間の延長または短縮を希望するときは、相手方に1か月前までに申し出るものとし、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。
- 第5条 (給与・賞与・退職金の支給) 出向者の給与、時間外労働手当、賞与および退職金は、甲の規定を適用し、甲が出向者に直接支給する。
- 第6条 (給与等の負担)

乙は、別途定める「出向に関する覚書」に基づく金額(月額)を負担する。

第7条 (時間外労働手当等の負担)

時間外労働手当および休日労働手当については、別途定める「出向に関する覚書」に基づいて算出し、その全額を乙が負担する。

第8条 (出向先、予定職務)

出向先および予定職務は、「出向に関する覚書」によるものとする。

2 乙は、出向者先、予定職務を変更しないものとする。

第9条 (二重出向の禁止)

乙は、出向者を乙の関連会社等へ二重出向させてはならない。

第10条 (勤務実績等の報告)

乙は、出向者の毎月21日から翌月20日までの勤務実績を、毎月 日までに 書面をもって甲に報告しなければならない。

第11条 (労働条件)

出向者の労働条件は、「出向に関する覚書」によるものとする。

第12条 (服務規律)

出向者には乙の就業規則に基づく服務規律が適用される。但し、乙の規則により出向者に賞罰を行う必要が生じた場合は、両者間にて事前に協議するものとする。

- 2 乙の規定または甲の規定により解雇に該当する場合は復帰を命じた後、甲の規 定を適用する。
- 第13条 (社会保険並びに災害補償等)

出向者の社会保険並びに災害補償は次の通りとする。

- ①健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金、雇用保険および介護保険は、甲における被保険者資格を継続する。
- ②労働者災害補償保険については、甲の通知する金額に基づき乙の負担で乙が付保する。

	/
第14条	(出張旅費)
<del>第</del> 14米	

乙が出向者に対して業務上の要請に基づき出張を命令したときは、その出張に要する旅費は乙の出張旅費規程に基づき乙が負担する。

- 第15条 (負担金の支払)
  - 出向者が乙の業務遂行上要した費用は、乙の規定に基づき乙が支給する。
  - 2 出向者の乙への赴任および甲への帰任に必要な旅費は、甲が負担する。
  - 3 本契約に基づき甲が出向者に支給したもののうち乙が負担すべきものは、甲から乙への請求に基づき乙が甲に支払うものとする。
- 第16条 (福利厚生)

出向者の乙における日常の就業及び生活に付随する事柄(作業着、休憩場所、 食堂等)に関し、原則として乙の施設設備を使用できるものとする。

第17条 (健康管理並びに安全衛生管理)

出向者の健康及び安全衛生管理は、原則として乙の措置による。ただし甲は、 出向者の健康及び安全衛生について甲の施策を十分把握し、甲の労働者との公 平を失しないよう配慮を行う。

- 第18条 (有効期間)
  - 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和 年 月 日迄とする。
  - 2 前項の期間満了1か月前迄に、当事者の一方又は双方より、書面による変更または解約の申入れのない場合には、この契約は1か年自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。なお、本契約を甲・乙何れか一方が解除する場合は、相手方に1か月前に通知しなければならない。
- 第19条 (出向窓口担当者)

別途定める「出向に関する覚書」に定めるものとする。

第20条 (協議事項)

本契約に記載のない事項、その他本契約に関し生じた疑義については、甲・乙 誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約書の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和	_年	月	目		
				(甲)	
				-	
				(乙)	

# 出向に関する覚書

(甲	)		_(以下、	「甲」	という。	) と	(Z)		(以	下、
「乙」	という。)	は、令和	口年_	月_	目付`	で締結	した	出向基本契約書	(以下、	「原
契約」	という。)	に関し、	次の通り	覚書	(以下、	「本書	)	を締結する。		

### 第1条(出向者等)

原契約に基づき、以下のとおり定める。

項目	内容	原契約条文
出向者氏名		第3条(出向者)
出向期間	自 令和年月日	第4条(出向期間)
山門朔間	至 令和年月日	
負担費用	月額    円	第6条(給与等の負担)
時間外労働、深夜労働	1時間あたり 円	第7条 (時間外労働等の負担)
休日労働	1時間あたり 円	第7条 (時間外労働等の負担)
その他費用	甲・乙、協議のうえ、決定。	第15条(負担金の支払)

#### 第2条(費用の支払について)

前条に定める費用は、当月1日から当月末日を計算期間とし、甲は毎月\_\_\_\_日までに乙に請求書を送付し、乙は\_\_\_\_日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込み手数料は、乙の負担とする。

2 出向期間において、1か月に満たない場合は、その期間の暦日により日割り計算する。第3条(出向先、予定職務について)

出向先および予定職務を以下のとおり定める。

項目	内 容
出向場所	
予定職務	

## 第4条(労働条件について)

出向者の労働条件を以下のとおり定める。

- 1 出向者の労働時間・休憩時間および休日は、乙の就業規則の定めるところによる。但し、賃金については甲の定める規定による。
- ②出向時の年次有給休暇残日数は、出向者の甲に於ける残日数を乙が引継ぐこととする。
- ③時間外労働
  - (1) 乙は、業務上必要なときは、出向者に対して時間外労働を命令できる。
  - (2) 時間外労働の上限時間は、1か月\_\_\_\_時間とする。
- (3) 1か月\_\_\_\_時間を超えて時間外労働を命令するときは、あらかじめ甲に申し出て、その許可を受けなければならない。

#### ④休日労働

(1) 乙は、業務上必要なときは、出向者に対して休日労働を命令できる。

(2)	1か月2日を超えて休日労働を命令するときは、	あらかじめ甲に申し出て、	その許
可を受	けなければならない。		

第5条(出向窓口担当者)

窓口担当者を定める。なお、出向期間中において、担当者に変更が生じた場合は、甲・乙はその都度、相手方に通知するものとする。

窓口	担当者所属	担当者氏名	担当者連絡先等
甲			
乙			

本書の有効期間は	、令和	_年月	日から令和	1年	月	日迄とする。	但し、
必要に応じ甲・乙	協議の上、	有効期間	にかかわらず本	書を改訂	するこ	とがある。	

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和年	月	日		
			(甲)	
			(乙)	